

件名	児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例							
主管課	障害福祉課							
根拠法令等	障害者自立支援法による児童福祉法の一部改正(平成17年11月7日公布、平成18年10月1日施行)							
<p>【改正の概要】</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、新たに過料を科すことができるようにするため制定 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 障害児施設給付費の支給に係る施設受給者証の返還に応じない者</p> <p>(2) 障害児施設給付費の支給に関し、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対して行う報告等の命令又は職員の質問に対し、正当の理由なく、報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>								
施行日	平成18年10月1日							
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 児童福祉法の改正の概要</p> <p>措置制度から契約制度への移行</p> <table border="1"> <tr> <td>改正前</td> <td>措置制度</td> <td>県が保護者の意向やニーズから入所(通所)する施設を決定し、県は施設に対して、措置費を支払う。</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>契約制度</td> <td>保護者は、県に対し障害児施設給付費の支給申請を行い、給付決定を受けた後、施設を選択し、契約によって入所(通所)施設を利用する。 県は、施設に対して給付費を支払うことができ、これをもって保護者に対して給付費の支給をしたものとみなされる。</td> </tr> </table> <p>注 契約制度へ原則移行するが、措置制度も並存し、措置理由に虐待が含まれる児童については、措置が継続される。</p> <p>受給者証の発行(平年:年間100件程度、18年度:初年度のため600件程度の見込み)</p> <p>県は、障害児施設給付費の支給を決定したときは、保護者に対し、給付決定期間等を記載した受給者証を交付する。</p> <p>受給者証の返還</p> <p>県は、保護者が県外へ転出したとき等支給の決定を取り消したときは、保護者に対し受給者証の返還を求める。</p> <p>2 市町村への事務の移譲</p> <p>障害児の入所施設に係る事務の市町村への委譲が、おおむね5年後の施行を念頭に、3年以内に必要な措置が講ぜられる予定</p>			改正前	措置制度	県が保護者の意向やニーズから入所(通所)する施設を決定し、県は施設に対して、措置費を支払う。	改正後	契約制度	保護者は、県に対し障害児施設給付費の支給申請を行い、給付決定を受けた後、施設を選択し、契約によって入所(通所)施設を利用する。 県は、施設に対して給付費を支払うことができ、これをもって保護者に対して給付費の支給をしたものとみなされる。
改正前	措置制度	県が保護者の意向やニーズから入所(通所)する施設を決定し、県は施設に対して、措置費を支払う。						
改正後	契約制度	保護者は、県に対し障害児施設給付費の支給申請を行い、給付決定を受けた後、施設を選択し、契約によって入所(通所)施設を利用する。 県は、施設に対して給付費を支払うことができ、これをもって保護者に対して給付費の支給をしたものとみなされる。						